

Q & A

Q 補助対象事業者は中小企業者となっていますが、個人事業主や組合は対象となりますか。

A 個人事業主、組合についても補助対象事業者となります。

ただし、個人事業主は公募開始日以前（遡及適用する場合は遡及適用開始日以前）に個人事業の開業の届出を県内で行っていることが必要となります。

また、組合は中小企業支援法第2条第1項で規定する組合に限ります。

Q 「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象事業者となりますか。

A 補助対象事業者には該当しません。

Q 中小企業者であっても補助対象事業者とならない場合がありますか。

A 次の場合は補助対象事業者になりませんので、ご注意ください。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県個人事業税又は法人事業税を未納の者
- ・賭博、特定の風俗営業事業者

【参考】補助対象事業者とならない「特定の風俗営業事業者」の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合

- ・風俗営業（第1項）

（例）パチンコ、麻雀 等

※ただし、第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は補助対象。

- ・性風俗関連特殊営業（第5項）

（例）ラブホテル、アダルトショップ 等

Q どういった事業が対象となるのですか。

A 愛知県内において実施する、感染症対策のための新サービス・新製品（商品）の開発及び既存のものを含むサービス・製品（商品）の販路拡大に係る事業が対象となります。

Q どういった経費が対象となるのですか。

A 補助対象事業の期間中（補助事業の採択決定を受けた日から2021年2月26日まで）において、補助対象事業に関して支出した経費となります。なお、遡及適用する場合は遡及適用開始日以降に支出した経費となります。詳細については公募要領6ページ、6. 補助対象経費をご確認ください。

Q補助金について消費税及び地方消費税も含めた額が対象となりますか。

A消費税及び地方消費税については、補助対象となりません。補助金の交付申請書及び補助事業計画書においては、消費税及び地方消費税を含まない形で申請をお願いします。

なお、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

Q補助対象経費に試作・開発に係る設備費とありますが、試作・開発をした後に、その設備を活用して、すでに生産を行っている場合、設備費は補助対象となるのですか。

A試作・開発に係る設備費は補助対象となりますが、設備を活用して、すでに生産を行っており、その生産物で収益を得ている場合は収益納付にあたるため、補助金交付額を限度として、収益金の全部又は一部を県に納付していただく場合があります。

Qすでに事業が終了していても対象となるのですか。

A対象となる可能性があります。

ただし、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、適正と認められる場合に限りです。また、交付申請の時点で、見積書、納品書、請求書などの支払いに必要な証拠書類が揃っている必要があります。なお、遡及適用が認められるのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく緊急事態宣言の発令日（2020年4月7日）以降の日となります。2020年4月6日以前については対象となりません。

Q事業の途中で事業計画が変更した場合に、変更申請を提出すれば、当初の交付決定額を増額することはできますか。

A一度交付決定した金額の増額はできません。

Q事業を実施した結果、補助対象経費が100万円より少なくなりました。補助金の支給対象となりますか。

A補助対象経費が100万円よりも少なくなった場合は、補助率を乗じた額が75万円を下回るため補助金の支払を行うことはできません。

Q中古品を購入した場合の「処分財産制限」の期間は。

A以下ようになります。

- (1) 残存耐用年数がある場合
残存耐用年数＋減価償却済期間×20% 又は事業実施期間のいずれか長い方
- (2) 残存耐用年数がない場合
法定耐用年数×20% 又は事業実施期間のいずれか長い方

Q 愛知県緊急事態措置に基づく休業協力要請に応じて協力金や国から持続化給付金をもらっているが、今回の補助金を申請することは可能か。

A 本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県の他の補助金、助成金の交付決定を受けていない場合は本補助金について申請することが可能です。
一方、例えば持続化給付金については、他の給付金や協力金、各種補助金等との併給は可能ですが、小規模事業者持続化補助金（経済産業省）は、「国が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません」と規定しているため、本補助金との併給（※）はできません。

※本補助金は国が実施する地域企業再起支援事業費補助金を財源としており、地域企業再起支援事業費補助金は国が助成する他の制度に該当します。

Q 中小企業者とスタートアップの違いは何でしょうか。

A スタートアップとは、IoT、AI などの最先端の技術を活用し、新しい革新的なビジネスモデルを用いて急成長を目指す事業を行う、かつ創業後 5 年未満又は創業年数によらず当該事業を開始してから 5 年未満の企業をいいます。

Q 申請受理の証明書は発行してもらえますか。

A 受理証明書の発行はいたしません。申請書一式のコピーと、簡易書留等での送付の記録をお勧めいたします。

Q 申請書類を返却してもらうことはできますか。

A 申請書類の返却は行いません。提出前に申請書一式のコピーをお願いいたします。

Q 事業を実施するにあたり、資金が不足しています。補助金を概算払いで受け取って事業を遂行することは可能でしょうか。

A 精算払いでの対応となるため、不可能です。

Q 補助金の交付決定はいつ頃・どのように決まるのでしょうか。

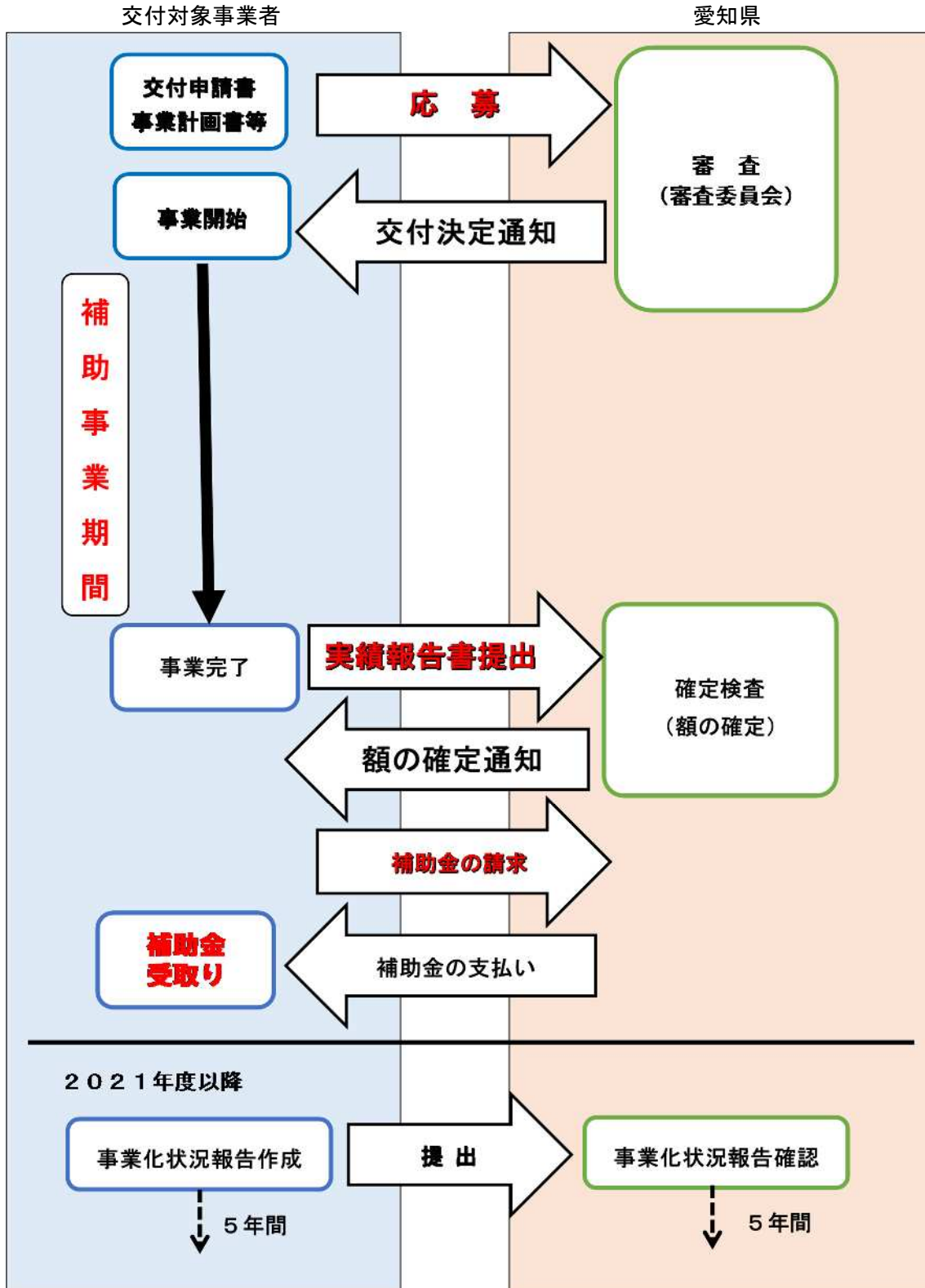
A 交付決定は、愛知県が形式的な確認を行ったうえで、外部有識者等で構成する「審査委員会」による審査結果を踏まえ、公募要領に記載の評価基準を総合的に勘案し予算の範囲内で、愛知県知事が行います。

なお、交付決定は 2020 年 9 月以降を予定しています。

また、審査の結果は、応募者全員に対し、書面にて通知します。審査結果及び審査内容に関するお問合せには、一切応じかねますので予めご承知おきください。

Q補助金の申請手続きの流れはどのようになっていますか。

A申請手続きの流れは以下のとおりです。



Q実績報告書はいつ提出するのか。

A実績報告書の提出は全ての補助事業が完了した日から30日以内、又は2021年2月26日のいずれか早い期日までに提出してください。なお、補助事業が完了した日は事業の取組及び経費に関する支払がすべて完了している必要があります。
また、遡及適用で交付決定時に既に事業が完了している場合は、交付決定日から30日以内とします。

Q実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われるのか。

A実績報告書の提出状況によって異なりますが、報告書の審査終了後概ね1～2か月程度を要します。流れとしましては、実績報告書の提出を受けた後、書類審査及び現地確認を行い（確定検査）、補助金額を確定し、補助金額の確定通知を行います。その後、確定通知に基づき補助金の請求を行っていただき、補助金の支払いとなります。

Q事業が完了した後、書類はどのようにしたらよいでしょうか。

A本事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を交付対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておく必要があります。

Q事業が完了した後、何か県に対して報告する必要はありますか。

A本事業実施年度の翌年度から5年間、当該事業についての事業化状況を報告する必要があります。